

会議の名称	議会運営委員会	開催月日・令和4年8月26日 開会時間・午前・午後 9時57分 閉会時間・午前・午後10時52分
出席者	原 一郎 毛利 廣次 栗津 明 野口 佳宏 豊島 保夫	
欠席者	南谷 清司	
オブザーバー	副議長 後藤 國弘	
傍聴者	花村 隆	
説明のために出席した者	堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任	
協議事項	○ 9月定例会について ○ その他	

【開会＝午前9時57分】

原委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。南谷清司委員とオブザーバーの議長からは欠席の連絡を受けておりますのでよろしくお願いをいたします。

本日の委員会に傍聴の申し出があります。委員長においてこれを許可したいと思います。よろしくお願いいたします。

本日の審議事項は、お手元に配布した通りであります。まず、9月定例会についての協議を行います。市長提出案件について執行部から説明願います。副市長、お願いいたします。

副市長

皆様おはようございます。それでは令和4年9月1日開会の第4回羽島市議会定例会において審議をお願いする付議案件についてご説明申し上げます。付議する案件の内訳は専決処分の報告等2件、財政の健全化に関する報告2件、放棄した債権の報告1件、人事案件7件、条例の一部改正7件、令和4年度補正予算4件、工事請負契約の変更1件、市道路線の変更1件、市道路線の認定1件、令和3年度決算の認定10件の合計36件となります。それでは順次説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。「報第5号 専決処分の報告について」です。令和4年6月6日午前7時ごろ、羽島市江吉良町大字大沼2899番地先の道路上の穴により西進してきた自動車の左側の前タイヤ及びホイールに損傷を与えました。これに対する損害賠償の額を専決処分により決めましたので報告をするものでございます。損害賠償の額は4万1580円で、損害賠償の相手方は愛知県春日井市在住の個人となります。

次に2ページをお願いいたします。「報第6号 令和3年度羽島市健全化判断比率の報告について」です。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度羽島市健全化判断比率を監査委員の意見を付して報告をするものです。令和3年度の決算に基づく健全化判断比率は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については赤字額がありませんでした。また、実質公債費比率は4.9%、将来負担比率は26.2%で、いずれも早期健全化基準を下回りました。

次に3ページをお願いいたします。「報第7号 令和3年度羽島市資金不足比率の報告について」です。地方公共団

体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度羽島市資金不足比率を監査委員の意見を付して報告をするものです。令和3年度決算に基づく公営企業の資金不足比率はいずれも資金不足はありませんでした。

次に4ページをお願いいたします。「報第8号 放棄した債権の報告について」です。羽島市債権管理条例第10条第1項の規定により放棄した市の債権について、同条第2項の規定により報告をするものでございます。放棄した債権の件数及び金額は、市民病院個人医療費負担金が14件、210万6690円、水道料金が61件、37万9466円、合計75件、248万6156円となります。

次に5ページをお願いいたします。「承第7号 専決処分の報告並びにその承認について」です。6ページの「専第9号 令和4年度羽島市一般会計補正予算（第5号）」について8月10日に専決処分しましたので報告し、承認をお願いするものです。歳入歳出予算の総額に3億3094万1000円を追加し、総額を234億9697万8000円としたものです。補正内容は、新型コロナワクチン追加接種事業となります。財源については、国庫負担金及び国庫補助金等を当てたものでございます。

次に11ページをお願いいたします。「諮第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について」です。元委員の平井正春さんの任期が9月30日に満了となることから、新たに野田陽子さんを委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものです。

次に12ページをお願いいたします。「諮第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について」です。現委員の浅野治夫さんの任期が12月31日に満了となることから、引き続き委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

次に13ページをお願いいたします。「諮第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について」です。現委員の岩田博文さんの任期が12月31日に満了となることから、引き続き委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

次に14ページをお願いいたします。「諮第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について」です。現委員の加藤直子さんの任期が12月31日に満了となることから、引き続き委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

次に15ページをお願いいたします。「議第43号 羽島市固定資産評価審査委員会委員の選任についてです。現委員の富田敬久さんの任期が10月26日に満了となることから、新たに花村崇裕さんを委員に選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に16ページをお願いいたします。「議第44号 羽島市公平委員会委員の選任についてです。現委員の河路義隆さんの任期が10月10日に満了となることから、引き続き委員に選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に17ページをお願いいたします。「議第45号 羽島市教育委員会委員の任命についてです。現委員の今枝甫さんの任期が10月20日に満了となることから、引き続き委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に18ページをお願いいたします。「議第46号 羽島市附属機関設置条例の一部を改正する条例について」です。地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関を設置するため、条例の一部を改正するものです。改正内容といたしましては、教育委員会の附属機関として2つの委員会を設置するものでございます。一つ目は、今後の学校のあり方、教育課題、教育活動、学校運営適正規模等に関する事項の調査及び審議を行うため、「羽島市新しい時代の学校構想検討委員会」を設置するものです。二つ目は、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続等に関する事項の調査及び審議を行うため、「羽島市幼保小連携推進協議会」を設置するものでございます。この条例は、令和4年10月1日から施行するものでございます。

次に20ページをお願いいたします。「議第47号 羽島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」です。「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」の一部を改正する法律等の公布に伴い、条例の一部を改正するものでございます。別冊の議案要綱の1ページをお開きください。改正の内容としましては、非常勤職員について、子の出生の日から57日間以内の育児休業、いわゆる産後パパ育休の取得要件を緩和するとともに、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業について、夫婦交代での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備するものです。なお、育児休業等の取扱いについて

は、国家公務員の措置に準じて改正を行うもので、条例のほか、法律及び市の規則等の改正により所要の措置を講ずるものでございます。この条例は、令和4年10月1日から施行することとし、所要の経過規定を設けるものでございます。

次に30ページをお願いいたします。「議第48号 羽島市自転車安全利用推進条例の一部を改正する条例について」です。岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の公布に伴い条例の一部を改正するものでございます。改正内容といたしましては、令和4年10月1日から施行されます県条例において、自転車損害賠償保険等の加入が義務化されることから自転車通学者を除き、加入を努力義務としていた市の条例について、加入を義務化するものでございます。この条例は令和4年10月1日から施行するものでございます。

次に34ページをお願いいたします。「議第49号 羽島市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例について」です。機能別消防団員として大規模災害消防団員を新設するため、条例の一部を改正するものでございます。改正内容としましては、人口減少の中、従来の消防団員、いわゆる基本消防団員の確保が厳しいことを踏まえ、機能別消防団員として大規模災害時に発生する活動を主な任務とする大規模災害消防団員を新設するものでございます。また、大規模災害消防団員の年額報酬は6000円とするものでございます。この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

次に37ページをお願いいたします。「議第50号 羽島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」です。大規模災害消防団員を新設することに伴い、条例の一部を改正するものです。改正内容としては、消防団員として5年以上勤務して退職した者に支給される退職報償金について、大規模災害消防団員には支給しないこととするものでございます。この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

次に39ページをお願いいたします。「議第51号 羽島市水防団設置に関する条例の一部を改正する条例について」です。大規模災害水防団員を新設するため、条例の一部を改正するものでございます。改正内容としては、人口減少の中、従来の水防団員いわゆる基本水防団員の確保が厳しいことを踏まえ、大規模災害時に発生する活動を主な任務とする大規模災害水防団員を新設するものでございま

す。また、大規模災害水防団委員の年額報酬は3000円とするものでございます。この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

次に42ページをお願いいたします。「議第52号 羽島市非常勤水防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」です。大規模災害水防団員を新設することに伴い、条例の一部を改正するものです。改正内容としては、水防団員として5年以上勤務して退職した者に支給される退職報償金について、大規模災害水防団員には支給しないこととするものでございます。この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

次に44ページをお願いいたします。「議第53号 令和4年度羽島市一般会計補正予算（第6号）」についてです。歳入歳出予算の総額に10億9774万5000円を追加し、総額を245億9472万3000円とするものでございます。補正内容は、財政調整基金積立金、新型コロナワクチン追加接種事業、道路新設改良事業等です。財源としては、繰越金、市債等を充てるものでございます。合わせて地方債の補正をお願いするものでございます。

次に63ページをお願いいたします。「議第54号 令和4年度羽島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてでございます。歳入歳出予算の総額に4560万5000円を追加し、総額を72億9910万5000円とするものでございます。補正内容は償還金です。財源としては繰越金を充てるものでございます。

次に68ページをお願いいたします。「議第55号 令和4年度羽島市介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてです。歳入歳出予算の総額に9548万9000円を追加し、総額を57億7011万1000円とするものでございます。補正内容は、介護保険給付準備基金積立金及び返還金です。財源としましては、繰越金を充てるものでございます。

次に73ページをお願いいたします。「議第56号 令和4年度羽島市病院事業会計補正予算（第2号）」についてです。収益的収入及び支出に1500万円を追加するものです。補正内容は消耗備品費で市民病院の待合室等の椅子を抗菌仕様に更新するものでございます。財源としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を一般会計の財源とし、一般会計から病院事業会計に繰り出し、充てる予定をしております。

次に82ページをお願いいたします。「議第57号 工事

請負契約の変更について」です。令和3年9月28日付で可決されました（公共）本田城屋敷線橋梁上部工工事に係る工事請負契約について、契約の金額を変更したいので、羽島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。現契約金額は1億7490万円、変更契約金額は1億7392万1000円となり、97万9000円の減少となります。変更の理由は、他事業との調整による施工範囲の変更や大型資材である橋桁を夜間搬入したことによる交通整理員の削減等によるものでございます。

次に、83ページをお願いいたします。「議第58号 市道路線の変更について」です。道路法第10条第2項の規定により、84ページの通り、間島本郷1号線を変更するものでございます。

次に87ページをお願いいたします。「議第59号 市道路線の認定について」です。道路法第8条第2号の規定により、88ページの通り狐穴柳原7号線他2路線を認定するものでございます。

次に92ページをお願いいたします。ここから令和3年度の決算関係となります。当該ページの認第1号から96ページの認第10号までの10件については、令和3年度羽島市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計の決算について監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。別冊にて決算書を調製しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上、今定例会において審議をお願いする付議議案について、その概略を説明しました。なお、場合によりまして、9月定例会最終日に羽島市手数料条例の改正に係る議案及びそれに伴う補正予算の議案を提出させていただきたく考えております。総務省よりマイナーバーカードのさらなる普及促進に向けて、コンビニ交付サービスによる各種証明書発行手数料を窓口の場合と比べて減額する等の利用促進策に取り組むよう通知がありました。本市において現在他市の状況等を勘案しつつ検討を進めております。以上、よろしくをお願いいたします。

原委員長

ありがとうございました。ただいまの説明に対して何かありますか。

(特になし)

原委員長	<p>執行部は退室していただいで結構です。</p>
	<p>(執行部退席)</p>
原委員長	<p>次に請願について、局長説明願います。</p>
議会事務局長	<p>昨日までに受理しました請願は0件でございます。</p>
原委員長	<p>次に陳情・要望について、局長説明願います。</p>
議会事務局長	<p>昨日までに受理した陳情・要望は3件でございます。まず、「陳情第7号 中国共産党による臓器収奪の即時停止並びに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情」次に「陳情第8号 75歳以上の医療費窓口負担2割化の中止を求める意見書に関する陳情書」次に「陳情第9号 带状疱疹ワクチンに関する陳情」でございます。陳情の取り扱いについては従来通り本会議場に写しを配付するという事をお願いしたいと思っております。以上です。</p>
原委員長	<p>次に、議案の付託先について局長、説明願います。</p>
議会事務局長	<p>先ほど副市長から説明がありました通り、当初に付議されます案件は、専決処分の報告等に関する事が2件、財政の健全化に関する報告が2件、放棄した債権の報告が1件、人事案件が7件、条例の一部改正が7件、補正予算が4件、工事請負契約の変更が1件、市道路線の変更が1件、市道路線の認定が1件、令和3年度決算の認定が10件の合計36件でございます。そのうち、報第5号から報第8号、承第7号、諮第2号から諮第5号、議第43号から議第45号の12件は委員会付託を省略しますので、議案の付託については、総務委員会が4件、民生文教委員会が5件、産業建設委員会が5件、予算決算特別委員会が10件の合計24件になります。なお、認第1号から認第10号の決算認定の10件は、令和元年の9月定例会より予算決算特別委員会へ付託しておりますが、会議規則第36条により議決で付託することになりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。</p>
原委員長	<p>部長から説明のあった通り、付託してよろしいでしょうか。</p>

原委員長

次に、会期日程について、局長説明願います。

議会事務局長

会期につきましては、9月1日から9月28日までの28日間でございます。日程については、初日1日は議長から諸般の報告を願い、市長提出案件の説明を願い、散会となります。2日から11日までは休会とし、2日の午前10時から議案の詳細説明を行います。12日から14日までの3日間是一般質問、15日は休会とし、16日は議案質疑・委員会付託、委員会付託省略の12件のうち、承第7号、諮第2号から諮第5号、議第43号、議第44号及び議第45号の8件は、討論、採決までお願いいたします。本会議終了後、議員間討議をお願いしたいと思っております。17日から19日は休会とし、20日に予算決算特別委員会、総務委員会、21日に予算決算特別委員会、民生文教委員会、22日に予算決算特別委員会、産業建設委員会、23日から27日までは休会とし、最終日28日は委員長報告、質疑、討論、採決と進めていただきます。

続いて、例年開催されております中濃十市議員研修会の参加に伴う議員派遣についても、採決まで進めていただきます。これにつきましては11月9日に本巢市で開催予定です。

代表質問につきましては、9月定例会は、1番目が自民清和会さん、2番目が自民クラブさん、3番目が公明党さん、4番目が元気・羽島クラブさん、5番目が市政自民クラブさん、6番目が自民睦友会さん、7番目が正統派クラブさん、8番目が日本共産党羽島市議団さんの順となりますのでよろしくお願いいたします。なお、一般質問要旨通告書につきましては、初日の午後2時までに紙ベースで提出いただくことになっておりますが、6月定例会に引き続き、紙での提出に合わせ、極力メール等にてデータでも提出いただくようお願いいたします。

議員間討議につきましては、9月16日の議案質疑終了後に議員間討議を行っていただきますが、テーマの決定については9月2日の議案詳細説明後に行っていただきますのでよろしくお願いいたします。

質疑等の連絡期限につきましては、連絡期限をそれぞれ質疑が行われる2日前といたしまして、16日の議案質疑については2日前の14日まで、20日の予算決算総務分と総務委員会については15日まで、21日の予算決算民生文教委員会は16日まで、22日の予算決算

	<p>産建分と産業建設委員会は20日までとなりますのでよろしくお願いいたします。以上です。</p>
<p>原委員長</p>	<p>局長から説明のあった通り進めてよろしいでしょうか。</p>
<p>豊島委員</p>	<p>それはいいんですけど、質問ですが、お尋ねしたいのは、今局長から説明のありました令和4年9月定例会日程のペーパーの中の9月1日、一般質問締め切り14時ということで、これは私の記憶というか、その後の報告とかをしっかりと認知しなかったら申し訳ないですけど、先般、過日、議長からこれの変更とか議論がここで及び他の協議会でもご提案がありまして、各議員からいろいろ出まして、その結論といいますか、最終的には持ち越しなのか、その辺のどこをしっかりと、本日議長みえないので、副議長からで結構ですが、どのような経過になっておるかご説明をお願いします。</p>
<p>後藤副議長</p>	<p>前回いわゆる一般質問の事前提出についてのことで全員協議会で話し合いがあったと思いますが、そのときに、各議員の方からいろんな意見が出ました。そのことについて現在は検討をしているという段階で、議会改革特別委員会の方で検討をお願い、1回そこで揉んでいただくということで振ってあります。このことについては今回の定例会からというわけではなくて、しばらくしっかり議論を重ねた上で問題点、いいところ悪いところを洗い出していこうという方向性で議長と話し合いました。以上です。</p>
<p>豊島委員</p>	<p>あの前回のときも少しお時間をとということですが、盆過ぎだったのか、とにかく9月議会もあると、そのときの話ではまだ時間もあるので検討していこうというお話でしたが、今2点ありまして、議会改革特別委員会の方にというのが一点と、もう一点はそのことから相当日にちが経っておるわけですが、どのような審議状況、また議会改革特別委員会には当然すぐ触れるわけですけど、どのような状況か、再度お尋ねします。</p>
<p>後藤副議長</p>	<p>議会改革特別委員会が前回8月19日に開かれたときに、議長の方からこのことも検討材料に入れてくださいということで提案させていただいた段階です。それ以降は今後議会改革の方で洗い出しをしていただくという形であります。</p>

原委員長	その他、9月定例会について何かありますか。
粟津委員	<p>この問題は、前回の6月議会のときの山田議員の質問に対して、これは一般事務に当たるとか当たらんとか何とかという話から始まってきたもんだと思うんですねこれ。今回例えばまた同じ質問出たらどう対応するんですかこれは。前のときは時間がないということで、局長と私も話したとき時間が4時までということで4時を延ばしたらたらいいんじゃないかと言うことで議長が4日前という話だったと思うんですが、これ執行部の方が4時までかな、そうするとまた一緒のことやなこれ、いろんな検討している時間がないということであつたんですが、この点は、議長副議長そこら辺の話は全然進んでいないのかな、まずお互いの気持ちは、議長副議長間でも。</p>
後藤副議長	<p>この件に関しましては、確かに粟津委員の言われた通りで、そのことが問題として話が出てきたことであります。それに対して、前回の全員協議会の中で、事前に出すことによって様々な、例えば執行部に先に知れてしまうのではないとか、出してから質問内容が変わったらどうするんだとか、いろんな意見が出ましたので、そのことについてはやはりしっかりメリットデメリットを検討していこうということで、議会改革特別委員会の方へ1回精査をお願いしますということで出しました。現状、9月議会に関しては従来通りという方向性でしかありませんので、今まで通り2時に締め切らせていただいて、2時半に議運の正副委員長と議長副議長で話し合いをして、そこから前回通り同じように精査をしてGOを出したいと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
粟津委員	<p>その精査というのが問題であって、この間、私も質問した公社の質問も、議長からは一般事務に当たらんと、こういう結論をいただいておりますが、この間私は継続で次回にまた勉強して質問しますよということをしたんですけども、これも今まで通りでいいわけやな、認められるわけやな。</p>
後藤副議長	<p>その時点によって質問の内容を精査して、またお電話するかもしれませんが、その時点において判断したいと思います。</p>

粟津委員	その判断が全然違っと思ったわけ、一般事務に当たらないかというのは全然誰も協議していない一人も。
野口委員	通告書も何もない段階で、次の質問のことにに関してここで協議することではないと思うんですよね。正副議長と議運の委員長、そして事務局長も入りますよね。その通告書の協議の中で通告書を見ないとどういう質問されるかわかりませんから、粟津委員がどういう質問されるのか私もわかりませんので、ここで次の質問のことの詳細についてどうこう言う話ではないと思うんですが。
粟津委員	私は公社について次回勉強してきて質問しますよと投げかけたわけ。今度はまた同じ質問もしてもいいということで私は思っているんですけども、議長はこの間は一般事務に当たらんとここではっきり言われたと思うんですけど、この議会運営委員会で、議長ははっきりそう言ったやろ。
後藤副議長	前回の質問のいわゆる一般質問の内容、そこから伺える内容からしてそういう判断を議長はされたと思いますので、今回はどのような形で上がってくるか、例えば公社についてどのようなアプローチでされるかということはまだ何もわからない状況なので、現段階では判断できないと、こういうふうに、議長と私とそういう判断であります。以上です。
粟津委員	今から言っておきますけども、継続して公社の問題は取り上げます。そのときに通告はしますので、認めるとか、またそこでゴタゴタゴタゴタ言うことのないように一つお願いいたします。
野口委員	それは手続き上おかしいですよ、通告書を見て正副議長と委員長と局長が判断されることなので、ここでやりますと言って、通告書もない、質問内容もどういうことかわからないのに、はいわかりました、じゃあ、これはおかしいと思います。ちゃんと正副議長と委員長と局長でしっかり通告書を見ていただいて、ご精査をいただきたいと思います。ここでイエス、ノー言うことではないと思います。
豊島委員	2点あります。1点は今のようにならまた関連しますが、先ほどやはり時間がですね、私は質問の内容とかそういう

ことじゃないんです、議長が提案されて、しかもちょうど議会が定例会の合間で、夏の時間もあつたのに、なぜもう少し議論を、議会改革に振られた、そこまではいいんですけど、議会改革の方はその後審議されたのか、それはまたお聞きすればいいことですけど、近々開かれるのかとか、その辺のところも進んでないんじゃないかなと思ひまして、これはよく言われるように、特に時間がそういうふうであつたならば、あつたならばと言うかあるあるので、もっと迅速にと思ひます。それから、今度2点目の今の話ですけど、私も質問をそれぞれ出すのは議員の権利であり、質問通告、そこでその内容等を議長副議長等で審議されて判断をされるということで、それが質問者の議員に対して、内容の質問というか説明を求められたり、できませんとかできますとか等々については、それは今度その根拠、法的な根拠を含めて、再度、そういうことがあつたならば、そこで質問なり意見なりを求められて前へ進んだらと思ひております。それです、あの解答が出ると思ひますので、それが私の意見です。

粟津委員

いわゆるしっかりとした理由付けが出てきてから、どうするかということやね、一般事務というのが今一番問題になっているのは、一般事務とは何やと、一般事務に当たらんで質問できんと一蹴されとるわけですね全て、一般事務とは何やということが、これみんなここで返事できますか。

野口委員

申し訳ないですけど、豊島委員言われたように、確かにその一般事務か一般事務じゃないかというのは、例えばその質問は一般事務じゃないから駄目ですよという根拠を示さないといけないし、これは一般事務だという根拠もお互いに示さないといけないんで、しっかりとやっぱり精査をして、決断を出されるべきだと思ひます。すいません、申し訳ないけど、それが普通の手続きだと思ひんで、豊島委員言われたように、根拠をお互いに示して判断をするということでもいいと思ひます。

豊島委員

再度くどいようですが、粟津議員さんどういふ質問かは出す議員さんによって自由ですので、私が言うことじゃないですけど、どうぞお出しになってですね、そしてそれに対して解答が来ますから、そこでないと、これ今何も上がっていませんから、一字一句の文言が。

粟津委員	<p>私のこの質問は50分は言わせていただいたんですが、山田議員のときは、その質問は駄目だということになってなかったかな、回答もらえなかったんじゃないかな、答弁も、そうじゃなかったかな、そう私は記憶しておりますので、仮に同じ質問をして答弁もらえなかったと、山田議員がされたときは、どう対応するんですかこれ、出されたときは、それがこの2カ月間で勉強しかないかと私は思ったんですよ。何の一つの進展もないと、お互いに納得して、今の話、この9月議会を迎えないといかんやつが、何の進展もないということで、例えば同じ質問を出さなければいいですよ。同じもの出てきたときは、結局今まで通り認めることになるわけですよ。</p>
後藤副議長	<p>前回の山田議員の一般質問に関しては、議長判断でこれは一般質問にふさわしくないという形で議場で折衝したわけですので、同じような質問が出れば同じように議長が判断されると思います。以上です。</p>
粟津委員	<p>その止めた理由が一般事務に当たらんということだったんでしょ。その根拠も何も出とらんわけですよ。この2カ月、これはやはり今の話はちょっとしっかりやらないかんとおもいますよ、これは。私の質問も一般事務に当たらんとはつきり言われましたよ議長は、今度同じ質問私したら今度は止められるということでしょう。</p>
原委員長	<p>議会の運営はやはり議長が運営していく立場ですし、私も今までも通告書を出した後に、そういったことを言われて修正をかけたこともあります。やはり今は議長の判断、また根拠を示す、またそういった部分できっちり踏んでいくことが大事な上で、議会改革特別委員会で慎重審議しないといけないものだと思いますし、今ここで前に進まないと思いますので、また議長副議長と中心となってやっていきたいと思っていますのでお願いします。</p>
粟津委員	<p>今委員長が言われた、議長が止められたと言って、議長の権限というよりも、そこで何か問題あったらこの議会運営委員会でいろんなことを問題にして、議会を運営していくということですよ。私の認識は議会というのは議会運営委員会が一番しっかりしていないといかんという思いでございますので、その点も委員長しっかり采配をしていただきたいと思います。以上です。</p>

原委員長

その他何かありますか。

後藤副議長

皆さんお手元にあるように、今回9月定例会においては新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応についての依頼が議長から出ておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。また、議会での一般質問に関しましては、6月議会と同様に市職員においても連日のように感染者の濃厚接触者が発生しておりますし、こうした現状から、議会といたしましても9月定例議会においてさらなる感染防止を徹底する必要があると考えます。つきましては、感染防止の基本的対策の徹底やこれまでの議場での感染防止対策に加えて、会議時間の短縮や密の回避など図るため、下記の項目についてご協力願ひますということで、質疑応答に関しましては、一般質問、議案質疑、各委員会においては時間短縮に心がけるようにしてください。それから執行部との質問内容の調整時間の短縮、これも心がけていただきますようよろしくお願ひいたします。

それから続いてですけれども、議会運営委員会の皆様にご報告ということで、皆さんご案内の通り、今月上旬、8月5日だったと思ひますが、北陸地方を中心とした豪雨災害が発生いたしました。特に友好提携を締結している南越前町にも被害が出ています。これまで平成28年の熊本地震、平成30年の豪雨災害、令和元年の台風19号においては全国市議会議長会より、岐阜県市議会議長会を通じて、この災害に対する義援金について支援協力の願ひがあり、羽島市議会としても義援金に協力してまいりました。今回の災害では、現時点で市議会議長会から協力の依頼はありませんが、友好提携を結び、議会間の交流を行ってきたことから、羽島市議会としては義援金を搬出してはどうかと考えますはその可否について議員の皆さんのご意見をお伺ひしたいと考え、直近全員協議会を開催して、賛同を得ていきたいと考えております。その前に議会運営委員会の場でご提案をいたしますということで、議長からのご提案でございます。以上でございます。

原委員長

ただいまただいま副議長から発言ありました取り扱いについて、何かご意見あればお願ひいたします。そのように取り扱うことでよろしいでしょうか。

原委員長	<p>(異議なし)</p> <p>その他議会改革特別委員会委員長の発言よろしくお願ひします。</p>
野口委員	<p>先ほど豊島委員からお話がありました一般質問の事前通告についてですが、現在議会改革特別委員会で協議を進めているところでございます。結論には至っておりませんが、仕事が遅いとか、そういうことではございません。あの協議を協議事項に追加をして現在協議を進めているところでございます。</p> <p>ご報告でございますが、議会改革特別委員会は前回8月19日の協議において、旧学校教育用タブレットによるGoogleドライブを用いた議案等の閲覧利用について、実機を操作し、今後の利用可能性を検討したところ、委員会において、全議員が実証できる機会を早急に設けてはどの結論を得たことから、本会議、委員会等におけるタブレット端末の利用について、全議員による実証利用について、今9月定例会でお認めいただきたく、依頼させていただきます。今回の実証では、市のWi-Fi環境下で議場、委員会室、控え室で議案の閲覧等に限定することとし、本会議、委員会等におけるIT機器使用の申し合わせ事項に準じて使用いただくこととなります。皆さんにお認めいただきましたら、全議員への説明の場を持たせていただき、実証利用を開始させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。以上です。</p>
原委員長	<p>ただいま議会改革特別委員長から発言ありました取り扱いについて、議会改革特別委員会委員長からの発言のように取り扱うことでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
原委員長	<p>ではそのように取り扱うこととします。その他何かありますか。</p>
豊島委員	<p>先ほど副議長から9月定例会中のコロナ関連のお話ありましたが、以前も本会議に再度というか、局長の方からペーパー等発信されておりますが、そういうのの発信のご予定はありますか。</p>

議会事務局長	一応お手元の方に案をお配りしているかと思いますが、今日付けでもしこの場で認めいただければ全議員の方にお知らせしたいというふうに考えております。
原委員長	皆さんよろしいでしょうか。 (異議なし)
原委員長	他に9月定例会について何か協議ありますでしょうか。よろしいでしょうか。
豊島委員	議会運営委員会、これは議会の正式な委員会ですが、委員会等の欠席のことはわかりますが、今日ご欠席の委員さんがありますが、それは何か文書で出ておるわけですか。それが局長にお聞きしたいです。以上。
議会事務局長	欠席届の方はいただいております。
豊島委員	そういうときに内容とか何か添付するものとか、そういうことで出ておるわけですか。それがお聞きしたかったんです。
議会事務局長	実は欠席届というよりは、お電話で本日欠席の委員さんは家族でコロナが発症したということで、濃厚接触ということで自宅療養をされているという報告をいただいて、今日は欠席という形でございます。
原委員長	他に何かありますか。
議会事務局長	全員協議会についてでございます。9月2日の議案詳細説明終了後に、ここの第1委員会室において、議員さんのみ全員協議会を開催しますので、よろしくお願ひいたします。また、同じ9月2日の全日程終了後には広報広聴委員会を開催しますよろしくお願ひいたします。以上です。
原委員長	それではこれで議会運営委員会を閉会します。ご苦労さまでした。
	【閉会＝午前10時52分】